

平成26年度

京田辺市教育の方針



京田辺市教育委員会

平成26年度 京田辺市教育の方針

京田辺市の教育は、活力とうるおいのある未来をつくるため、確かな見通しを持って主体的に生き抜く、創造性あふれる心豊かな人間の形成を目指すものである。

この教育の目標を達成するためには、確かな学力、豊かな人間性、健康や体力など調和のとれた力である「生きる力」の育成を基本とし、情報科学の進歩をはじめ、急速な社会の変化に柔軟かつ的確に対応する能力や資質の育成に努めることが必要である。

本年度は、京都府の教育の基本理念や施策の方向性を示した「京都府教育振興プラン～つながり、創る、京の知恵～」に基づく取組や、人権・啓発推進計画、男女共同参画計画、次世代育成計画、子ども読書活動推進計画、スポーツ推進計画をはじめとする各種計画に基づき、京田辺市教育の推進を図る。

学校教育においては、知・徳・体の調和のとれた発達を図り、勤労と責任を重んじ、基本的人権を尊重し、国際感覚を身に付けた児童生徒の育成に努め、生涯にわたる学習の基盤を培うことを目標とする。また、各学校・園は、学習指導要領・幼稚園教育要領等の趣旨・内容に沿い、教育課題を明確にし、子ども一人一人を大切にした教育を一層推進し、校種間の緊密な連携を進めるとともに、家庭・地域社会・関係諸機関等との連携、協働を図る。また、いじめの防止等のための基本的な方針を策定し、いじめの未然防止、早期発見及び早期解決を図る。さらには、学校教育の諸課題に対応するため、学力アップをはじめ5つの課題をテーマとする教育実践モデル校の指定による「子ども・学校応援プロジェクト」事業により、諸課題の実践、研究に取り組む。

社会教育においては、基本的人権の尊重を基盤に、生涯学習社会の実現に向けて、国際理解、環境問題、健康福祉、防災防犯及び情報モラル等を課題とした学習環境の充実を図るとともに、市民の自主的な学習活動を支援する。そのため、学校、家庭、地域社会が相互に連携しながら、多様な学習活動を推進し、生涯学習社会の実現や、子育てニーズに対応した留守家庭児童会の充実、放課後子どもの居場所づくり等の推進を図る。また、本市の文化財産の保存、活用や市民の多様な文化活動の支援に努める。

社会体育においては、スポーツ推進計画に基づき、スポーツ環境の整備・充実を図るとともに、子どもから高齢者・障がい者や地域スポーツの一層の推進を図る。

京田辺市教育委員会は、学校教育、社会教育、社会体育の密接な連携のもと、子ども達の豊富な社会体験を通して人間形成に努めるとともに、市民の生涯にわたる学習活動を推進し、地域に即した教育活動の創造と活性化のために、より一層の努力を図るものである。また、子ども一人一人に対して、学校はもとより、家庭、地域社会、行政がそれぞれの役割と責任を果たしながら協働し、社会総がかりで取り組む教育の推進に努める。特に、質の高い学力を育む教育と心の教育の充実、子ども達が安心して学べる学校づくりや災害に対する備え等、安心・安全な環境づくり、学習環境の充実、校種間連携の推進、同志社大学及び同志社女子大学等との連携、家庭・地域の教育力の向上を図る。

緑豊かで健康な文化田園都市を目指し、学校教育、社会教育、社会体育の重点を定めた。

平成26年度 学校教育指導の重点

一人一人が輝く京田辺っ子の育成

京田辺市の学校教育は、質の高い学力、豊かな感性や情緒、たくましく健やかな体をはぐくむなど、知・徳・体の調和のとれた幼児児童生徒の育成を図り、人間の生涯にわたる成長の基礎を培うことを目指すものである。そのため、京田辺市の伝統や文化を継承・発展し、一人一人が個性を輝かせ、未来を創造していく子どもをはぐくむ教育の推進に努める。

特に、本年度から、学校応援プロジェクト「教育実践モデル校」として、英語教育、学力アップ、体力アップ、安全（防災）チャレンジ、読書活動推進の5つのテーマでモデル校指定を行い、国の教育強化事業並びに京田辺市の教育の課題解決に向けた先進的な研究や実践に取り組み、京田辺市の子どもたちの学力や体力等を一層向上させることに努める。

質の高い学力をはぐくみ 個性や能力の伸長を図る教育の推進

1. 学習指導

目標

個に応じた指導を積極的に進めることにより基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等をはぐくむとともに、学習意欲の向上や言語活動の充実を基盤として、学力の充実・向上を目指す取組を組織的に進める。

努力点

- (1) 学習指導要領の趣旨を踏まえ、授業改善を進めるとともに、指導内容の精選と重点化を図り、授業時数を確保しながら綿密な指導計画に基づいて指導する。
- (2) 個々の学習状況を的確に把握・分析し、個に応じた指導を積極的に進め、指導方法や指導体制の工夫改善に努める。
- (3) 学習指導要領に示す目標に照らして、その実現状況を見る評価を一層重視するとともに、児童生徒のよい点や進歩の状況などを積極的に評価し、きめ細かな指導とその改善に生かす。
- (4) 知的活動やコミュニケーション活動の基盤となる「ことばの力」を発達段階に応じて育成する取組の充実を図る。
- (5) 家庭と連携した、学習習慣の定着に向けた取組の充実に努める。
- (6) 司書教諭や学校図書館司書などすべての教職員が連携して、読書意欲の向上や読書習慣の形成等に努めるとともに、学習・情報センターとしての学校図書館の機能の充実を図る。
- (7) 特別活動の実施に当たっては、望ましい集団活動や体験を通して、心身の調和のとれた発達を図るとともに、ガイダンスの機能を生かして個性の伸長に努める。

2. 進路指導

目標

進路指導を人間としての在り方生き方にかかわる指導ととらえ、学ぶこと働くことの喜びと大切さを体得させ、将来への目的と展望をもって、自らの進路を主体的に切り拓く能力や態度を育成する。

努力点

- (1) 校内外での幅広い学習経験や啓発的経験をさせる活動を充実させ、自己の特性に気付かせるとともに、キャリア教育を通じて望ましい職業観、勤労観を身に付け、将来への希望とその実現への意欲を高める指導に努める。
- (2) 校内の進路指導体制を確立し、家庭や関係諸機関との連携のもとに、組織的・計画的・継続的な進路指導を推進する。
- (3) 進路希望の実現のため、学力の充実・向上と規律ある学校生活の実践に努め、計画的な相談活動を通して自己理解を深めさせ、進路に対する目的意識の向上に努める。
- (4) 進路情報を幅広く収集整理し、児童生徒保護者に提供し、組織的な進路事務を通して個に応じた進路指導に努める。

3. 特別支援教育

目標

発達障がいを含め、障がいのある幼児児童生徒が、心豊かでたくましく生きる力を培い、自立し社会参加する資質や能力を育てるための、個々の教育的ニーズに応じた適切な教育に努める。

また、すべての幼児児童生徒に、障がいのある人への正しい理解と認識を育てるための計画的な指導に努める。

努力点

- (1) 特別支援教育コーディネーターを中心とした校内委員会など、校内組織の充実を図り、全教職員が一致して組織的・計画的に具体的支援を進める。
- (2) 「個別の指導計画」による個に応じた指導を推進し、生涯にわたって学び続ける意欲と能力の伸長を図るため、保護者との共通理解を図り効果的な指導を進める。
- (3) 発達障害などを含む通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に個別の指導計画の活用と指導方法の工夫改善に努める。
- (4) 幼稚園、保育所、小学校、中学校間や関係機関及び保護者と連携し、特別支援学校の地域支援センターなどを活用し、相談を重視した就・修学の指導や進路指導の充実に努める。
- (5) 交流及び共同学習を充実し、正しい理解と認識を深める指導の充実を図るとともに保護者や地域社会の理解を深めるための啓発に努める。

4. 幼稚園教育

目標

幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行うものであることを基本とし、幼児の自発的な活動である遊びを中心とした総合的指導を通して、生涯にわたる人格形成の基礎を培う。

努力点

- (1) 幼稚園教育要領の趣旨に沿い、教育期間や幼児の生活体験、発達の過程などを考慮し教育課程の編成を行うとともに、体験活動を生かした幼児期にふさわしい活動を展開し、社会生活上のルールや道徳性を必要に応じて身に付けるように援助する。
- (2) 生涯にわたる生活や学習の基盤となることに配慮し、個々の幼児の特性や発達に応じた環境構成と指導方法の工夫に努める。
- (3) 障害のある幼児一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援を行うとともに、家庭や小学校などとの連携を図り、適切な就学指導に努める。
- (4) 体験入学や交流の機会を活用するとともに、小学校につながる接続期の指導の充実に努め、幼児期の教育と小学校教育との円滑な接続を図る。
- (5) 地域における「子育て支援」を担う教育機関としての役割を認識し、保護者及び関係諸機関等との相談活動や情報交換、保護者同士の交流などの取組を積極的に進める。

豊かな人間性をはぐくむ教育の推進

1. 道徳教育

目標

生命の尊重や他人を思いやる心など豊かな心の育成のため、幼児児童生徒の実態に即し、教育活動全体を通じて道徳性を養うための指導を推進する。特に、道徳の時間の指導を充実させ、各学級で道徳的実践力の育成に努める。

努力点

- (1) 道徳教育推進教師を中心とした指導体制の充実に努める。
- (2) 道徳教育の全体計画、学級における指導計画及び道徳の時間の年間指導計画を学校行事や総合的な学習の時間等と関連させ、指導内容の改善と充実を図り、指導の徹底に努める。
- (3) 道徳の時間では、効果的な資料の活用や体験活動を生かす工夫、地域の人々の協力などの多様な指導を展開し、内面に根ざした道徳性の育成を図る。
- (4) 児童生徒の心に響き、道徳的価値の自覚を促す指導方法についての研修を深め、授業の充実に努める。
- (5) 授業公開などを通して、学校における道徳教育に対する保護者・地域社会の理解を一層深めるよう努める。

- (6) 家庭や地域社会と一体となって、好ましい人間関係、伝統や文化の継承、豊かな感性や社会性などを培う道徳的実践を促す環境づくりに努める。

2. 人権教育

目標

学校教育活動全体に人権教育を適切に位置付け、基本的人権や同和問題などさまざまな人権問題についての正しい理解と認識の基礎を培う。

努力点

- (1) 人権問題に関する学習を計画的に進め、すべての人の基本的人権を尊重する心をはぐくむ。
- (2) 児童生徒の学力の向上を図り、修学保障に努めるとともに、多様な進路を主体的に選択できる力を身に付けさせる。
- (3) 人権尊重を踏まえた教育活動を進めるため、人権関係資料を積極的に活用するとともに、研修を日常的・系統的に行い、認識の深化と指導力の向上に努める。
- (4) 校種間連携や交流を深め、発達段階に即した体系的・計画的な人権教育を推進する。
- (5) 人権問題の解決を目指すため、関係諸機関との連携を強化し、地域・保護者の深い信頼の下に実践を進める。

3. 生徒指導

目標

人間の尊厳という観点に立ち、幼児児童生徒の内面理解に努め、個々の課題の解決を図るとともに望ましい集団活動を通して、人間としてよりよい生き方をめざし、実践していく力を育てる。あわせて、校内指導体制を有効に機能させ、校種間・学校間の連携を進め、組織的・計画的な指導を推進する。

努力点

- (1) 幼児児童生徒と教職員及び幼児児童生徒相互の心のふれ合いを大切にし、深い信頼関係に基づく人間関係の育成に努める。
- (2) 児童生徒に目的意識を持たせ、一人一人のよさに着目した指導を通し、存在感・充実感のある学校生活を送らせるための積極的な指導に努める。
- (3) 自然体験活動、ボランティア活動など多様な体験活動を通して、豊かでたくましい心の育成に努める。
- (4) 不登校については、日々の教育相談活動を充実させ、個々の状況に応じて効果的な対応を組織的に行い、未然防止と解決に向けた取組を推進する。
- (5) いじめ問題については、市及び学校の「いじめの防止等のための基本的な方針」に基づき、いじめの未然防止、早期発見・早期解決を図る。

特に、「ネット上のいじめ」等の問題に関しては、情報モラルについて指導するとともに、関係機関と連携した迅速かつ適切な対応を行う。

- (6) 学校や社会のきまり、ルールを守ることの意義や重要性について、府教委と連携した「非行防止教室」等をさらに充実し、児童生徒に考えさせ、規範意識の向上に努める。
- (7) 児童虐待の早期発見に努め、関係機関と連携し、必要な支援を継続して行う。

たくましく健やかな体をはぐくみ、いのちを守る教育の推進

1. 健康安全教育

目標

自他の生命の尊さを自覚し、生涯にわたって心身ともに健康で安全な生活を営み、危機対応能力を身に付けた幼児児童生徒を育成するため、家庭や地域社会、関係機関との連携を強化し、健康安全教育を組織的・計画的に推進する。

努力点

- (1) 幅広い運動を経験させるとともに、新体力テストの結果をもとに、自己の体力について理解させ、基礎的な体力、運動能力の向上に努める。
- (2) 幼児児童生徒の安心と安全を確保するため、交通安全教育や防災教育等の安全教育を計画的・継続的に実施し、危機対応能力を高め主体的に安全な生活を営む正しい判断力と実践力を養う。
- (3) 教職員の危機管理意識の高揚を図り、危機管理体制を整備・充実し、各学校・園の「危険等発生時対処要領」に基づく実効性のある研修や訓練を実施するとともに、保護者・地域社会・関係機関等と連携して幼児児童生徒の安全確保を図る。併せて、危険等発生時における心のケアの充実に努める。
- (4) 児童生徒の実態と発達段階に応じた性に関する教育の指導内容を工夫し、保護者等の理解を得ながら適切に推進するとともに、喫煙・薬物乱用などの防止や感染症及び生活習慣病など現代的健康課題の対応を含む保健教育を推進する。
- (5) 食に関する正しい理解や望ましい食習慣の育成など食育を推進するため、食に関する指導計画に基づき、教科横断的な指導の充実に努める。

社会の変化に対応する教育の推進

1. 国際理解教育

目標

国際感覚を身に付けた児童生徒の育成を目指し、我が国の文化や伝統を尊重するとともに、異文化を理解し尊重する態度や共に生きていく資質や能力を育てる。

努力点

- (1) 国際社会に生きる日本人としての基礎的資質を養うため、各教科等の指導内容を踏まえ、体験的な学習や課題学習などを取り入れて年間指導計画を確立し、そ

の実践に努める。

- (2) 外国の人々との交流や外国語活動を通して言語や文化を理解させると共に、コミュニケーション能力の素地を養う。
- (3) 帰国児童生徒等については、その多様な背景を理解し、学校生活への円滑な適応を図り、海外で身に付けた能力や特性を生かす指導に努める。

2. 環境教育

目標

身近な自然や社会の事象に関心を持ち、人々の暮らしと環境とのかかわりについて理解を深め、環境を大切にする生活のしかたや実践的態度や能力を育てる。

努力点

- (1) 自然と共生した持続可能な社会の創造を目指し、地域と連携した環境教育を計画的に推進する。
- (2) 自然や社会の中での体験を通じて、身近な問題から環境と自分との関係を考えることを通し、自分なりに問題を見つけてより良い環境づくりのために配慮した生活ができる態度を身につけさせる。

3. 情報教育

目標

児童生徒の発達段階に応じ、情報活用能力の育成に関する指導を行い、授業におけるICT機器等の活用など学校における教育の情報化を通じて総合的・計画的に推進する。

努力点

- (1) 教育活動全体を通じて情報活用能力の育成が図れるように、各教科等の学習内容と情報教育の目的や内容との関連付けを明確にした指導計画を作成する。
- (2) 各教科等の指導に当たっては、情報通信ネットワークやコンピュータなどの情報教育機器を積極的に活用して、児童生徒の興味・関心に応じた主体的な学習を展開するなど、指導方法の改善工夫に努める。
- (3) 情報モラルにかかわる教職員研修等により、情報のもつ特性について理解を深め、情報教育の指導力の向上を図る。

教職員の資質能力の向上

1. 教職員の使命と責任

目標

教職員は、教育公務員としての使命と責任を自覚し、教育関係諸法令を守るとともに、教職に対する愛着と誇りをもち、豊かな人間性、広い社会性及び高い専門性を基盤とした実践的指導力の向上に努めなければならない。

努力点

- (1) 教職員は、人権尊重の精神を貫き、人間の成長や発達について深い理解と幼児児童生徒に対する教育的愛情を持ち、幼児児童生徒や保護者との信頼関係を確立するとともに、ボランティア活動など広く社会とかかわり学校内外を問わず、幅広い人間関係を築くことによって、自己の人間性を豊かにするように努める。
- (2) 教職員は、広い視野から社会の変化や時代のニーズを的確に把握する感性を持ち、常に意識改革に努め、幼児児童生徒や保護者の多様な価値観に適切に対応するとともに、教職員相互の連携・協働体制の確立を図り、組織としての学校教育力を高めるように努める。
- (3) 教職員は、豊かな見識と専門性に基ついた確かな指導力と自ら学び続ける意欲を持ち、自己の資質能力の向上に努めるとともに、常に組織の一員としての自覚をもち、計画的・継続的な教育実践に取り組む。
- (4) 教職員は、自己の健康管理に留意するとともに、幼児児童生徒の生命の安全に対する危機意識を持って勤務することはもとより個人情報にかかる文書等の管理についても慎重にして適切な取り扱いに努める。

2. 教職員研修

目標

教職員は、職務の遂行に当たって、教育目標の具現化のために、不断の研鑽^{けんさん}によって自己の陶冶^{とうや}を図るとともに、主体的・組織的な研修を通し、指導力の向上に努め、学校教育への期待に応えるよう努めなければならない。

努力点

- (1) 校長は、年間研修計画を策定するとともに、校内研修組織の活性化を図り、教職員の実践的指導力の向上と研修成果の発表の機会の設定に努める。
- (2) 教職員は、京都府教育委員会や京都府総合教育センター及び京田辺市教育委員会が主催する研修に積極的に参加し、指導力量を向上させるとともに、研修成果を校内研修や教育実践に生かすように努める。
- (3) 研究会等は、公教育の推進を基盤とし、教育委員会との密接な連携のもとに教育水準の向上を図るため、教育課題を踏まえた研究活動を進める。

平成26年度 学校教育の実践的課題

1 質の高い学力をはぐくみ個性や能力の伸長を図る教育

- (1) 基礎・基本の定着
 - ・学力調査等の分析による客観的な学力の把握
 - ・「子どものための京都式少人数教育」の内容の充実
 - ・習熟の程度に応じた指導等、児童生徒の実態に応じたきめ細かな指導方法の工夫改善

- ・「中1振り返り集中学習（ふりスタ）」等の内容の充実
- (2) 活用する力の育成
 - ・各教科等での言語活動の充実
 - ・探究的な学習としての「総合的な学習の時間」の充実
- (3) 学習意欲の向上
 - ・ICT機器等の効果的な活用
 - ・社会人講師の専門性を生かした授業の実施
 - ・見通し・振り返り学習活動の充実
 - ・「学びの小論文グランプリ」等の有効活用（中学校）
 - ・家庭学習の習慣化への取組工夫
- (4) 小学校外国語活動における指導力の向上と中学校教員の英語力の更なる向上、ALTの効果的な活用
- (5) 読書活動の推進
- (6) 京都府特別支援教育体制整備事業や中学校区毎に設置した通級指導教室を積極的に活用した、個に応じた適切な指導と支援の推進
 - ・「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」「移行の支援計画」等の内容の充実
 - ・授業のユニバーサルデザイン化に向けた指導方法の工夫改善
 - ・早期からの就学相談、就学指導の実施
- (7) 校種を超えた取組の推進
 - ・中学校ブロックを中心とした小中連携による学力向上の取組の充実
 - ・「もうすぐ1年生」体験入学推進事業の活用等による、幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続と、計画的な保幼小連携の取組の充実
- (8) 「土曜日を活用した教育の在り方について」の研究推進

2 豊かな人間性とたくましさを育てる教育の推進

- (1) 道徳の時間の充実と指導方法の工夫改善
 - ・「京の子ども 明日へのとびら」等資料の効果的な活用
- (2) 地域社会の力を生かし、豊かな体験活動の継続と充実
 - ・他者への共感や社会の一員としての実感、思いやりの心や規範意識をはぐくむ「幼稚園キララ体験活動」の充実等
- (3) 不登校児童生徒等への学習・生活面の支援と学校復帰の促し
 - ・市適応指導教室（ポットラック）、関係機関等との連携
 - ・スクールカウンセラーの活用による学校支援体制の充実及び情報交流等の連携による各校の教育相談体制の充実
 - ・不登校対策に係っての中学校ブロック小中連携会議の効果的運用
 - ・市臨床心理士による教育相談の推進
- (4) 市及び学校における「いじめ防止基本方針」に基づく組織的な取組と教職員研修の充実・「いじめ防止基本方針」への理解を十分に深め、方針が実効性あるものにする。
- (5) 運動することの楽しさや喜びを体験させるとともに、「京の子ども元気なから

だスタンダード」等を活用した体力向上推進プロジェクトに基づく体力・運動能力の向上

3 安心・安全な教育環境づくり

- (1) 教職員の危機管理意識の高揚、家庭・地域社会・関係機関との連携による校内外の危機管理体制の整備・充実及び安全教育の計画的・継続的な実施
 - ・学校や地域の実情を踏まえ実効性のある危険等発生時対処要領の作成（見直し）
- (2) 幼児児童生徒の危機対応能力（自ら判断し、自ら行動する力）の育成
 - ・通学路における安全指導や交通安全教室、防犯教室等の実施
 - ・自然災害の避難訓練等の工夫、東日本大震災等の教訓から学ぶ防災教育の推進（幼小連携、地域との連携、保護者との連携の避難訓練）
- (3) 情報モラル教育の徹底と保護者への啓発
 - ・情報モラル教室等の開催
- (4) 基本的な生活習慣並びに食生活習慣の確立について家庭との連携を深めるとともに、食物アレルギーの児童の事故防止に向け、給食等についての家庭との連携、情報の共有化
- (5) 安心・安全な学校施設・設備の維持・改善に向け、点検と補修を計画的に推進

4 教師力、学校力を高め、信頼される学校づくり

- (1) 人権尊重の視点に立った幼児児童生徒の理解と家庭・地域との連携の強化
- (2) いじめ問題への教職員の対応力・組織力の向上
- (3) 体罰を許さない学校・園づくりに向けた教職員の意識改革と指導方法の改善
- (4) 教職員評価などを活用した教職員の資質向上
- (5) 研修・研究の充実による授業力の向上
 - ・評価・検証サイクルを生かした授業力の向上に向けた校内研修の推進
 - ・初任者・新規採用教諭、教職経験2・3年目教諭及び2校目教諭の研修の工夫・充実
- (6) 教育実践モデル校指定により、中心的課題解決に向けた実践研究を推進し、児童生徒の学力・体力等の向上を図る。

市立幼稚園及び小・中学校の教職員並びに教育関係者は、以上に示す京田辺市の教育を推進するため、学校教育にたずさわる使命と責任を自覚し、校・園長を中心に信頼と協調による規律ある指導体制を確立して、その遂行に努め、保護者ならびに市民の信託と期待に応えなければならない。

平成26年度 社会教育・社会体育の重点

心豊かに明日を拓く学びあい

社会教育・社会体育においては、国・府・市の計画及び各関係委員会や審議会の答申、提言等の趣旨を踏まえながら、基本的人権の尊重を基盤に市民の自発的な学習活動や社会参加活動の促進に努め、創造性あふれる心豊かな人間の育成を目指す。

そのため、社会教育・社会体育の一層の充実に努めるとともに、関係機関・団体と連携しながら、市民が生涯にわたって学び続けることができる学習環境の総合的な整備、充実に努める。

生涯学習社会の実現

1. 生涯学習の振興

目標

生涯学習推進基本計画に基づいて、「いつでも、どこでも、だれでも、なんどでも、たのしく」学べる学習環境の総合的な整備・充実に努め、生涯学習社会の実現に努める。

努力点

- (1) 学校及び地域の教育資源を積極的に活用して、学社連携を推進し、学習機会を充実させる。
- (2) 次代を担う青少年を育成するため、体験活動を推進するなど、地域社会全体で子どもを育てる環境づくりに努める。
- (3) 大学や学研(関連)施設等の立地条件を生かし、連携事業や高度で豊富な人的、物的教育資源の一層の有効活用に努めるとともに、ボランティア人材の発掘や育成に努め、人材バンクの活用やネットワーク化を図る。
- (4) 自発的な学習活動を支援するため、情報提供と相談活動の充実に努める。
- (5) 生涯学習環境を充実するため、生涯学習活動などを支援して、学習や交流事業の拡充に努める。

2. 現代的課題などに関する学習活動の推進

目標

国際理解、環境問題、健康福祉、防災防犯、情報モラルなどの現代的課題に関する学習活動を充実させる。

努力点

- (1) 社会教育・学校教育の連携・融合による事業や学習機会を充実させる。
- (2) 国際理解、環境問題、情報モラル、男女共同参画の推進、青少年健全育成、高

齢者の社会参加活動などに関する学習プログラムの開発など、学習機会の充実を図る。

- (3) 指導者やボランティアの養成と学習の成果を生かす機会を充実させる。
- (4) 多様な学習活動の課題に対応するため、各関係機関・団体との連携に努める。

3. 社会教育関係団体などの連携と協力

目標

社会教育関係団体は、市民の生涯学習の充実や地域社会の形成を図る上で重要な役割を担っている。そのため、団体の自主性を尊重しつつ、主体的な活動ができるように育成と支援に努めるとともに、一層の連携・協力を進める。

努力点

- (1) 社会教育関係団体の果たす役割は重要であり、団体の活動が主体的・効果的に行われるよう、指導・援助に努める。
- (2) 社会教育関係団体の指導者を養成するため、研修機会の充実や情報提供に努める。
- (3) 社会教育活動の推進を図るため、関係機関・団体との連携の強化に努める。

4. 社会教育施設・設備の総合的な活用

目標

生涯学習の拠点施設として位置づけ、その機能が十分発揮されるよう各施設の特性や市民の学習ニーズに対応した総合的な活用を促進し、生涯学習推進体制の充実を図る。

努力点

- (1) 社会教育の一層の充実を図るため、中央公民館や住民センターなどにおいて、講座、教室等の学習活動を通じて社会参加活動の促進に努める。
- (2) 国際理解・環境問題・情報モラルや防災防犯など、現代的課題に対応した講座等の充実を努める。
- (3) 図書館においては、人と資料・情報との出会いの場の充実及び提供に努める。
- (4) 生涯にわたる学習機会の充実を図るとともに、市民の主体的な文化・スポーツ・コミュニティ活動等に対応できる施設の整備と活用の促進に努める。
- (5) 市民の学習ニーズに応える情報の提供や学習機会の充実など、市民サービスの向上に努め、各施設が連携してその機能の向上・充実に努める。

人権教育の推進

1. 一人一人の尊厳を大切にす人権教育の推進

目標

人権教育の指針に基づき、自己実現と一人一人の尊厳と人権が尊重される共生社会の実現に向けた取組を推進し、生涯にわたり、あらゆる場や機会を通じて、基本的人権の尊

重や、同和問題など様々な人権問題についての正しい理解と認識を深めるとともに、実践につながる自発的な学習活動の促進に努める。

努力点

- (1) 生涯学習の視点に立って、生命の尊さ、個性の尊重、他の人との共生などの人権尊重の理念や、様々な人権問題についての学習機会の充実を図る。
- (2) 身近な生活の場における、あらゆる人権問題の解決に向けた学習活動を促進するとともに、人権尊重を日常生活の習慣として身に付け実践できる態度をはぐくむことができる取組を推進する。

2. 人権に関する多様な学習活動と研修の充実

目標

社会教育が果たすべき役割の重要性を認識し、男女共同参画の推進や、情報モラル、若者のニートやひきこもり、いじめや虐待などの新たな人権課題の解決に向けた多様な学習機会の充実に努める。

努力点

- (1) 人権尊重の心を培う機会として、学校、家庭、地域社会、関係諸機関が連携した取組を推進するための学習機会を充実させる。
- (2) 人権に関する学習活動を効果的に推進するため、地域の実情を踏まえ、各種人権学習資料を活用し学習内容や方法の工夫改善に努める。
- (3) 人権に関する学習活動の活性化を図るため、社会教育関係職員及び社会教育関係団体指導者の実践力と指導力の向上に向けた研修の充実に努める。

家庭・地域社会の教育力の向上

1. 家庭の教育力の向上

目標

すべての教育の出発点である家庭教育の重要性と役割を明確にし、家庭の教育力の向上を図るための学習活動を推進するとともに、地域や学校、関係機関・団体と連携した家庭教育の総合的な振興を図る。

努力点

- (1) 生命を大切にする心、相手を思いやる心など豊かな心をはぐくむ家庭の教育力を高めるため、家庭教育に関する学習機会の充実に努める。
- (2) 家庭教育や青少年問題について、情報の提供に努めるとともに、各小学校区における「地域子育てセミナー」など学習会や交流・相談活動を推進する。
- (3) 子どもの将来にわたる心身の健康と豊かな人間性をはぐくむため、「子育て理解講座」や「地域子育て井戸端会議」などの事業を推進し、「早寝、早起き、朝ごはん」などの基本的な生活習慣の確立や規範意識を向上させる取組を推進する。

- (4) 子どもが生涯にわたる読書習慣を身に付けることができるように、「京田辺市子ども読書活動推進計画」に則り、家庭における読書の重要性について理解を促進する。
- (5) 就学前の子どもの保護者を対象とした「親のための応援塾」やPTA活動の充実に向けた支援の充実に努める。
- (6) 家庭教育に関する資料の活用や、支援する取組の充実に努めるとともに、指導者等の養成を図る。

2. 地域社会の教育力の向上

目標

地域社会は地域の人々が互いに思いやり、助け合いながらつながりを持つ場であるとともに、新しい時代を切りひらく力のあるたくましい青少年を育成する場である。このことから大人の地域社会における学習力や教育力を高め、課題の解決に向けた地域の特性を生かした様々な交流や体験活動を総合的に推進する。また、次代を担う子どもを育てるために、地域全体で子どもを健やかに育む環境づくりの支援に努める。地域の全ての人たちの絆を深め、コミュニティの形成と誰もが安心・安全に暮らせる地域づくりの活動を学校、家庭と連携しながら推進する。

努力点

- (1) 「子どもの居場所づくり」、「ふるさと体験学習」及び「放課後子どもプラン」をとおして、地域での絆づくりを充実するとともに、分館公民館、学校、野外活動センターなどの施設の活用と情報提供の充実を図り、豊かな体験や異年齢・世代間交流の促進に努める。
- (2) 分館公民館は地域での積極的な活用で、青少年や地域の様々な人たちが交流を深め、誰もが安心・安全に過ごせる居場所づくりに努める。
- (3) 様々な人々との交流で、協調することや人の役に立つことを実感できるボランティア活動や体験活動等の機会の充実を図り、青少年の社会参加を促進する。
- (4) 様々な活動の中で、すべての子どもに、発達段階に応じた役割を与える工夫をするとともに、リーダーの養成に努める。
- (5) 地域における活動を充実させるため、指導者の資質向上と市民への啓発・広報に努める。
- (6) 青少年の健全育成を目指して家庭、地域社会及び、関係諸機関・団体と連携しながらネットワークの充実を図る。

3. 留守家庭児童会の充実

目標

学校の放課後や土曜日に仕事等により家庭に保護者がいない留守家庭の児童を保護し、学年齢を異にする児童が集団生活の中で基本的な生活習慣や態度を養い、豊かな人間性を身に付けるよう育成する。

努力点

- (1) 留守家庭児童会に通う児童を保護し、健全育成を図るとともに、保護者への支援に努める。
- (2) 「子ども・子育てに関するニーズ調査」の結果を基に、「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、国の基準を参酌しながら受け入れ体制の整備に努める。
- (3) 長期休業中の高学年の受入を試行的に実施し、児童の安心安全を図る。

文化・スポーツの振興

1. 文化活動の促進

目標

市民がいきいきとした生活を築き、感性や情緒、豊かな人間性をはぐくむ文化活動の促進に努める。

努力点

- (1) 関係団体と連携しながら文化活動の一層の振興に努める。
- (2) 伝統文化の理解と継承、芸術鑑賞など多様な文化活動の促進に努める。
- (3) 文化活動に関する情報提供や優れた芸術文化に親しむ機会の拡充に努める。
- (4) 文化活動を行っている団体やサークルが共同の取組ができるよう活動を支援し、文化サークル・団体の育成と指導者の育成に努める。
- (5) 市民の主体的な文化活動を支援し、発表の場や参加の拡充に努める。

2. 文化財の保護と活用

目標

文化財を大切に保護するとともに、市民生活の文化的向上に役立てるよう文化財等の有効な活用を図る。

努力点

- (1) 市民の文化財への理解を高めるとともに文化財愛護の心や郷土を愛する心を育て、文化財を次代へ引き継ぐため、資料の調査・収集・展示、講演会などを行い、その普及啓発に努める。
- (2) 市内にある文化財の保護と活用を図るため、文化財の所有者、関係機関及び団体との連携に努める。
- (3) 国・府と連携して、市文化財保護条例に基づいた保護施策を促進する。

3. 生涯スポーツの推進

目標

市民の誰もが、いつでも、どこでもその年代や体力などライフステージに応じたスポーツ活動を通して、健康で豊かな人生を築き、生きがいと喜びを感じながら、地域社会の一員として活動できる環境づくりを目指す。

努力点

- (1) 気軽に参加できるイベントや大会を開催し、スポーツ推進委員やスポーツ団体等との連携を図り、スポーツ・レクリエーション活動の普及に努める。
- (2) 市民自ら主体性を持って生涯にわたりスポーツに親しめるよう、スポーツの情報提供やスポーツの相談活動の普及・啓発に努める。
- (3) 体育・スポーツ関係団体と連携を図り、各種スポーツ大会の充実や選手の育成に努める。
- (4) 「生涯スポーツ」、「競技スポーツ」の推進を図るため、体育・スポーツ団体の組織づくりや活動を支援し、スポーツクラブ・サークルの充実を図るとともに、指導者の養成及びスポーツボランティアの育成に努める。
- (5) 学校体育施設や民間スポーツ施設の有効利用を図るとともに、施設の整備・充実に努める。
- (6) 全国小学生ハンドボール大会の充実と特色あるスポーツの推進に努める。
- (7) 「スポーツ基本法」に基づいた、「京田辺市スポーツ推進計画」の実行目標の達成に努める。
- (8) 生涯スポーツ推進のため、同志社大学との連携を一層強化し、「総合型地域スポーツクラブ」の活動の充実に努める。